

令和元年 12 月 23 日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

公益社団法人 日本理学療法士協会
会 長 半 田 一 登

一般社団法人 日本作業療法士協会
会 長 中 村 春 基

一般社団法人 日本言語聴覚士協会
会 長 深 浦 順 一

保健事業と介護予防の一体的な実施に関する要望

日頃よりリハビリテーション専門職の活動にご理解、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

令和 2 年 4 月より、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が、本格的に実施される予定であり、現在厚生労働省において、「保健事業と介護予防の一体的な実施に係る特別調整交付金交付基準として考えられる案」（令和元年 10 月 25 日付事務連絡）を示す等準備を進められていると承知しております。

リハビリテーション専門職については、これまでも自治体と連携しフレイル対策や介護予防事業全体のコーディネートやデータ分析等に取り組んできたところです。保健事業と介護予防の一体的実施を進める上でも、評価・予後予測能力を活かして、支援が必要な者を把握し、通いの場への参加を含めた必要な支援に繋げるうえで、非常に大きな役割を果たすことができると考えることから、下記のとおり要望いたします。

記

一．特別調整交付金の対象となる医療専門職に、リハビリテーション専門職が含まれることを明確化することを要望する。

特別調整交付金の対象となる医療専門職として、事業の企画・調整等を行う「保健師等の医療専門職」及び通いの場等への積極的な関与等を行う「医療専門職（保健師、管理栄養師、歯科衛生士等）」が示されているが、この中に、リハビリテーション専門職が含まれることを明記すること。

二．特別調整交付金の対象となる企画・調整等を担当する専門職について、正規の常勤以外も対象とするとともに、一律に専従の要件を求めないことを要望する。

特別調整交付金の対象となる「保健師等の医療専門職」について、地域を担当する医療専門職と同様、常勤・非常勤等を問わないこととするとともに、他の事業との兼務を認めること。